

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条―第十二条）</p> <p>第三章 基本方針の策定等及び施策についての国会への報告等（第十三条・第十三条の二）</p> <p>第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等</p> <p>第一節 国有財産の無償使用（第十四条）</p> <p>第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）</p> <p>第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十条）</p> <p>八条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会である</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条―第十二条）</p> <p>第三章 基本方針（第十三条）</p> <p>第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等</p> <p>第一節 国有財産の無償使用（第十四条）</p> <p>第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）</p> <p>第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十条）</p> <p>八条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会である</p>

ことに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置、基本方針の策定等及び国会への報告等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

(所掌事務)

第三条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案、総合調整並びに評価に関すること。

第三章 基本方針の策定等及び施策についての国会への報告

等

(基本方針の策定等)

第十三条 (略)

ことに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

(所掌事務)

第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十三条第一項に規定する基本方針(次号において単に「基本方針」という。)の案の作成に関すること。

二 基本方針の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第三章 基本方針

第十三条 内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を国会に報告するとともに、公表しなければならぬ。

4 (略)

(施策についての国会への報告等)

第十三条の二 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね六月に一回、大会の準備及び運営(組織委員会、関係する地方公共団体その他の関係者が行うものを含む。)の状況並びに大会の円滑な準備及び運営に関して政府が講じた施策に関する報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね六月に一回、前項の報告に係る大会の準備及び運営の状況を考慮して大会の円滑な

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項  
二 大会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 大会の円滑な準備及び運営の推進に関し政府が講ずべき措置に関する計画

四 前三号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営の推進に必要な事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(新設)

準備及び運営に関して講じようとする施策（当該施策のうちその実施に要する費用の見積りを行っているものにあつては、その施策及び見積りの額）を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策に重要な変更がある場合には当該変更の内容（当該変更に係る施策のうち変更前又は変更後の施策の実施に要する費用の見積りを行っているものにあつては、当該変更の内容及び当該見積りの額）について、当該講じようとする施策の実施に要する費用の見積りの額に著しい変更がある場合（当該施策に重要な変更がある場合を除く。）には当該変更の内容について、速やかに、これらを明らかにした文書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

4 政府は、大会の終了後本部が置かれている間に、大会の円滑な準備及び運営に関して政府が講じた施策の全般にわたる評価を行い、その結果についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、当該評価を行うに当たっては、当該評価に必要な学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。